

令和8年度 コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金 申請上の留意点

令和8年度 コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金については、コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）のほか、本留意点を参照のうえ申請等をしてください。

1 補助対象事業者（要綱第1条関係）

補助の対象とする事業者は、次のとおり判断します。

- ・関連物流会社又は商社等が船荷証券の荷送人(Shipper)又は荷受人(Consignee)となるような場合で、申請事業者と船荷証券の荷送人又は荷受人名義が異なる場合には、実質的な荷主が誰かという観点で判断します。
- ・単に会社の名称を変更する場合等には、同一の会社と見なします。
- ・補助対象期間中に会社が分割することにより、貨物が分割される場合には、分割後の貨物の計画とそれに相応する実績を元に判断します。
- ・補助対象期間中に会社が合併することにより、合併する複数社の貨物が合算される場合には、合併後の合算された取扱貨物の計画とそれに相応する実績を元に判断します。
- ・補助対象期間又はその前年度を含む過去3か年度の間において、商社による扱い者の変更などにより、これまで県内港を利用していた貨物について、単に荷主が変更されるだけのような場合については、原則として補助の対象とはなりません。

2 補助の対象について（要綱第2条関係）

(1) 県外初利用荷主

- ・補助対象期間の前年度を含む過去3か年度で県内港の輸出入（移出入）実績がない場合、又は前年度の輸出入（移出入）がトライアルとして認められる場合については初利用と見なします。
- ・前年度の実績がトライアルとして認められる場合とは、前年度の輸出入（移出入）数量が9TEU以下であり、かつ当該輸出入（移出入）に関して他の行政又は港湾運営会社からの補助金の支給を受けていないものとします。
- ・新潟県外発のコンテナ貨物かどうかは、原則として、コンテナに荷物を積込む（又はコンテナから荷物を取出す）場所で判断します。

(2) 重点地域加算

- ・県内港を利用し中国華南地域（福建省、海南省、広東省、香港特別行政区）との輸出（又は輸入）を行った事業者に対し、要綱第2条第1項の補助に追加して補助を行うものです。
- ・貨物増加量は、対象地域ごとにそれぞれ計算し、過去の最高実績と比べ、増加した貨物量に対して補助を行います。

(3) 内航フィーダー貨物

- ・県内港を利用し、国内の他の港湾で積換えて輸出入される貨物（内航フィーダ

一貨物)も補助対象となりますが、同一の者が、国内の他の港湾(国際戦略港湾を除く)で同様の補助を受けている場合は、補助の対象外となります。

・輸出入を伴わない国内輸送(内貿貨物)についても、補助対象となりますが、補助単価、上限額は外貿貨物の半額となります。

3 予算の範囲内での交付(要綱第3条関係)

補助金の交付は予算の範囲内で行うものとし、複数の事業者から申請があり、申請額の合計が予算額を超過した場合は、不交付とする場合や交付決定額を調整する場合があります。

4 補助対象期間(要綱第4条関係)

補助の対象期間は、原則として、補助対象期間内にコンテナを輸出入(移出入)するものとして、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に船積みされ船荷証券等が発行されたコンテナ貨物を対象とします。

5 交付申請書(要綱第5条)

(1) 毎年度、補助対象期間の2月末日までに提出してください。

(令和8年度の補助を受ける場合。令和9年2月28日までに提出)

(2) 事業計画内訳書の過去3か年度の実績について、既存の資料等がある場合については、事業計画内訳書に代えることも可能です(一部分の代替も認めます。)

(3) 補助対象期間の前年を含む過去3か年度の輸出入(移出入)状況が分かる書類について、船荷証券等の写しの他、既存の資料等がありましたら、それに代えることも可能です。

(4) 交付申請書の審査の結果は、「別記第2号様式」または「別記第2号様式の2」により提出者に通知します。

6 変更承認申請書(要綱第6条)

変更交付決定通知書は「別記第3号様式」により申請者に通知します。

7 事業の中止(要綱第7条)

「別記第5号様式」により交付決定の取消しを申請者に通知します。

8 利用状況報告書(要綱第10条)

利用状況報告書には次の書類を添付してください。

・利用状況報告内訳明細書(様式あり)

・その他、必要に応じて、追加の書類の提出をお願いする場合があります。

9 その他

疑義のある場合は、県港湾振興課までご確認ください。

【問い合わせ先】

新潟県 交通政策局 港湾振興課 港湾企画振興班

TEL: 025-280-5455 (直通)